

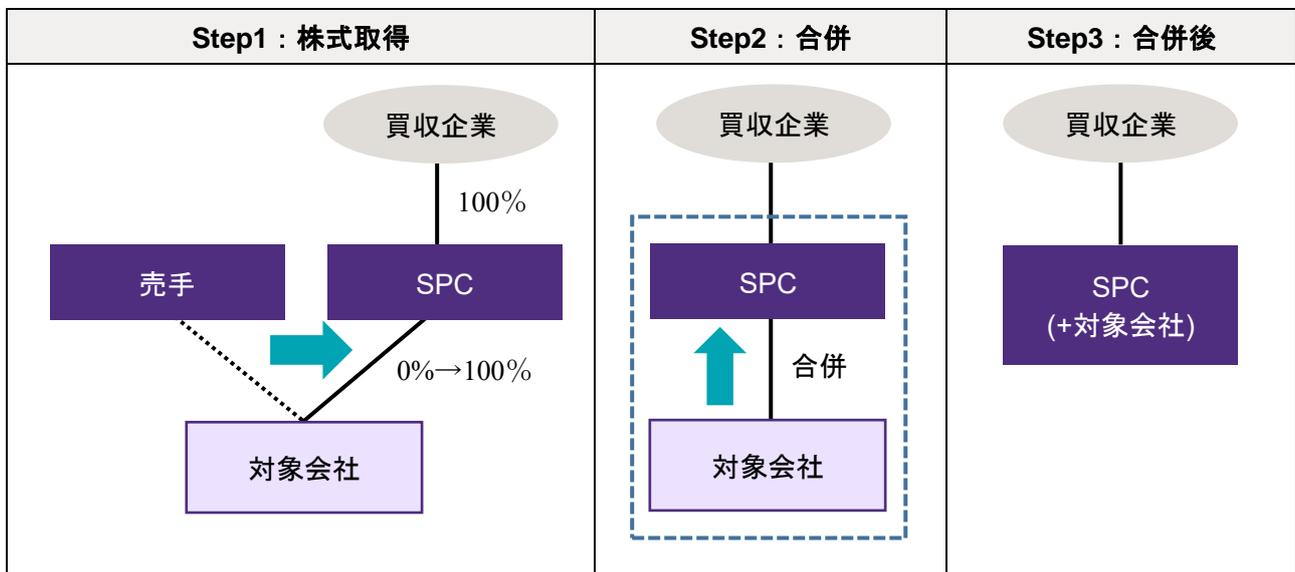
## 太陽 Grant Thornton Advisory Insights

M&A 税務

今回のテーマ： 買収目的 SPC を利用した M&A を行う際の税務上の留意点

### はじめに

M&A を行う際には、LBO（Leveraged Buyout）等の手法により、買収企業が買収資金を借入れるための SPC（Special Purpose Company）を用いるケースが多いと思われます。この場合、対象会社から SPC への配当は、受取配当等の益金不算入制度（法法 23）により SPC の課税所得とならないことから、SPC 側での借入れに係る支払利息は原則として欠損金を構成するだけとなります。したがって、対象会社の事業収益との相殺を図ることを目的として、買収後に SPC と対象会社が合併することが考えられます。以下の想定スキームを例として、買収目的 SPC を利用した M&A 取引を行う際の税務上の留意点について解説いたします。



### 買収目的 SPC を利用した M&A を行う際の税務上の留意点

#### 1. 資本金の額による影響

##### 1) SPC に対する外形標準課税の適用

買収目的 SPC は買収資金を出資や銀行ローンで調達することから、一般的に資本金の額が多額になる傾向があります。事業年度末時点で SPC の資本金の額が 1 億円超の場合、外形標準課税が適用され、支払利息の損金算入により欠損ポジションであったとしても、資本割が課されることとなりますので留意が必要となります（地法 72 の 2①イ）。なお、SPC を合併法人とする順合併の場合にも、SPC の資本金の額が影響することになります。

##### 2) 対象会社の法人税法上のステータスへの影響

対象会社の資本金の額が 1 億円以下で法人税法上の中小法人等の優遇規定（法人税率の軽減税率、繰越欠損金の 100% 控除、交際費の定額控除限度額、特定同族会社の留保金課税の不適用等）の適用を受けている場合に、買収により SPC が対象会社の 100% 親法人となり、また、SPC や買収企業の資本金の額が 5 億円以上の場合、買収後に対象会社は法人税法上の中小法人等のステータスではなくなり、買収前に適用していた法人税法上の優遇規定の適用ができなくなるため留意が必要となります（措法 42 の 3 の 2①、法法 66②⑤、67）。

### 3) 2024 年度税制改正の影響

2024 年度税制改正により、2026 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度からは、資本金の額が 1 億円以下であっても外形標準課税の対象となる可能性があるため留意が必要となります。具体的には、資本金と資本剰余金の合計額が 50 億円を超える法人等の 100% 子法人等のうち、資本金 1 億円以下で、資本金と資本剰余金の合計額が 2 億円を超える法人等は外形標準課税の対象とされます（詳細は、当ニューズレター 2024 年 7 月号「M&A における外形標準課税改正の影響と留意点」<https://www.grantthornton.jp/insight/newsletter/advisory/ma-tax/202407/>をご参照ください）。

## 2. 適格合併に伴う繰越欠損金の引継制限等及び特定資産譲渡等損失の損金不算入

上述した様に、SPC が対象会社を買収した後、SPC と対象会社が合併することが一般的と思われます。この場合、SPC と対象会社との合併は 100% グループ内の組織再編として、税務上は適格合併になると考えられます（法法 2 十二の八イ、法令 4 の 3②一、4 の 2②）。なお、対象会社が有する行政上の許認可等の問題により、親会社である SPC を被合併法人とする逆さ合併であったとしても、税務上の課税関係に変わりはありません。

また、支配関係発生事業年度（買収事業年度）から 5 年以内に SPC と対象会社が合併する場合は、SPC（合併法人）が有する繰越欠損金の使用制限（法法 57④）、対象会社（被合併法人）が有する繰越欠損金の引継制限（法法 57③）、また、特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入（法法 62 の 7、123 の 8）が課される可能性があります。

これら制限規定は下記に掲げる「みなし共同事業要件」（法令 112③、⑩）を満たす場合には適用されませんが、SPC が単なる持株会社である場合は、下記①の「事業関連性要件」（法令 112③一）を充足することは難しいものと考えられます（なお、時価純資産超過額がある場合の特例は別途検討が必要となります（法令 113、123 の 9））。

#### （みなし共同事業要件）

- ① 事業関連性要件
- ② 事業規模要件
- ③ 事業規模継続要件（支配関係発生日から合併まで 2 倍以内）
- ④ 上記の②③を満たさない場合には、特定役員引継要件

ただし、支配関係発生事業年度（買収事業年度）以後の繰越欠損金で引継ぎ等制限を受けるのは、特定資産譲渡等損失（法法 62 の 7②）相当額であるため、買収コストや支払利息の損金算入により生じた欠損金は引継ぎ等制限の対象とはなりません。したがって、対象会社側の繰越欠損金や含み損の利用制限に支障がなければ、買収後に合併を行って買収コスト等の損金算入メリットを享受することも一般的に可能となります。実務的には支配関係発生事業年度（買収事業年度）に合併するケースが多いと思われませんが、合併時期等については税務上慎重な検討が必要になると考えられます。

## 3. 欠損等法人の欠損金の繰越しの不適用等

買収企業が自ら 100% の金銭出資により SPC を設立した場合は一般的に問題となりませんが、買収企業が既存の休眠会社（SPC）を取得して利用する場合は、特定株主等によって支配された欠損等法人の欠損金の繰越しの不適用（法 57 の 2、法令 113 の 3）、特定株主等によって支配された欠損等法人の資産の譲渡等損失額の損金不算入（法法 60 の 3、法令 118 の 3）が課される可能性があります。

具体的には、SPC が繰越欠損金を有している場合に、対象会社と適格合併を行うことで「一定の事由」（法法 57 の 2①）に該当し、SPC が有する繰越欠損金に使用制限が課され、また、対象会社が有する繰越欠損金についても引継制限が課される可能性があります（法法 57 の 2②）。さらに、対象会社の子会社のうちに繰越欠損金を有する休眠会社がある場合において、その後当該休眠会社をグループ内

の他の法人と合併させた場合にも引継制限が課される可能性がありますので留意が必要となります  
(法法 57 の 2①四)。

## おわりに

M&A 取引は非経常的な取引のため、税務処理において誤りが生じる可能性が高いと考えられます。上記 3.の欠損等法人の特例などは、実際に適用されるケースは極めて限定的と考えられますが、思わぬ課税を受けてしまう可能性もあるため、実際の適用に当たっては税務上慎重な検討が必要になると考えられます。